

令和2年10月8日
北海道電力株式会社
東北電力株式会社
東京電力HD株式会社
中部電力株式会社
北陸電力株式会社
関西電力株式会社
中国電力株式会社
四国電力株式会社
九州電力株式会社
日本原子力発電株式会社

運転責任者判定に関する原子力規制委員会への確認について

1. 面談の経緯

実用発電用原子炉設置者（以下「設置者」という。）は、『実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）』第87条第3号の規定に基づき、運転責任者を選任する。設置者は、同条第4号の規程に基づき、『前号の基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉の運転の保安上十分であることについて、あらかじめ原子力規制委員会の確認を受けること』が必要となり、この確認の有効期限は3年となっている。

今般、前回ご確認いただいた合否判定規程が令和3年4月10日に確認の有効期限を迎えることから、今後のスケジュール、設置者において検討している内容についてご説明させていただきたい。

2. 今回の申請内容

現在、検討している改正内容は以下のとおり。①～③については、軽微な変更であり、④は新たに追加する項目である。

- ① 運用の明確化
- ② 実技試験項目の変更（新規制基準対応）
- ③ 筆記・口答・講習の試験実績（web形式）を反映
- ④ 不測の事態における対応
- ⑤ その他（記載の適正化）

3. 今回の申請スケジュール

合否判定規程の申請内容は全電力共通であり、申請に当たっては、審査の効率性の観点から全電力共通で実施したい。また、運転責任者に係る合否判定業務の空白期間が発生しないよう、前回の実績を参考に電力の社内手続きも含め、合否判定規程の施行が可能な以下のスケジュール（案）で申請したいと考えている。

- ① 申請時期…令和2年11月下旬
- ② NRA 審査期間…令和2年11月下旬～令和3年2月末
（前回申請時の実績より）
- ③ NRA 確認書発行…令和3年2月末日
- ④ 電力による判定機関指定調査…令和3年3月上旬
- ⑤ 判定機関指定他社内手続き…令和3年3月上旬～3月中旬
- ⑥ 合否判定規程施行…令和3年3月下旬～4月上旬

以上